

## 質問回答書（第2回回答（令和8年1月13日））

No.	質問内容	回答
10	<p><b>実施要項「13 スケジュール」について</b></p> <p>契約締結日が「令和8年4月1日」と記載されておりますが、契約締結後に製品の手配を行う必要があるため、当該締結日では、6月30日までに工事を完了することが難しくなる可能性がございます。</p> <p>なお、契約締結時点において直ちに支払い等が発生するものではないと認識しておりますため、契約締結日を同日より前倒しすることで、仕様書等に記載の内容に沿った工事の実施が可能になると考えております。</p> <p>つきましては、契約締結日の変更について業者が特定された際に協議をすることは可能でしょうか。</p> <p>（背景：契約締結後に製品発注を行い、設置期間に間に合わせる必要があるため。）</p>	<p>当組合は自治体病院であり、地方公営企業法が適用されています。地方公営企業法では予算執行において単年度執行が原則となっており、事業自体（契約から完了まで）を単年度で実施することが原則になります（大規模工事など継続事業として複数年度とする例外はあります）。</p> <p>本件につきましては、事業規模からも令和8年度単年度事業として予算計上していますので、債務義務が発生する契約日においても令和8年4月1日が妥当となります。</p> <p>公告のスケジュールに関しては目安になりますので、事業者が特定された際、準備（設置）期間について、契約までに協議することは可能です。</p>
11	<p><b>仕様書「6 事業対象設備」について</b></p> <p>「非常灯及び誘導灯は対象としない」とご説明をいただいているが、資料を確認したところ対象に含まれているように読み取れました。恐れ入りますが、正しい情報をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>別紙「照明設備対象箇所」の項目の「機能」にて、非常灯または階段通路誘導灯と記載がございます。</p>	<p>「非常灯及び誘導灯は対象としない」という記載は、一般照明と一体型になっていない独立した非常灯（及び誘導灯）は対象としないという意味です（言い換えると一般照明と一体型になっている非常灯は対象です）。</p> <p>別紙「照明設備対象箇所」の非常灯と階段通路誘導灯については、一般照明と非常灯が一体型になったものですので、対象としています。</p>
12	<p><b>仕様書「7 業務内容」について</b></p> <p>本施設の工事にあたり、必要機材を事前に施設宛へ納品のうえ、一時的に保管いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>必要機材や工事道具等を一時的保管場所については、必要な面積等が分からぬいため、別途協議とさせていただきますが、安全で円滑な施工のために、できる限</p>

	なお、工事が連日実施される場合、工事道具を一時的に保管させていただける場所の有無について、ご教示いただけますでしょうか。	り協力いたします。なお、発注者側で必要機材の受取りはできないため、納品作業は受注者に行っていただきます。
13	<b>別紙「照明設備対象箇所」について</b> 対象ランプが「0」と記載がある箇所は、対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	<b>仕様書「8 LED 照明設備の仕様」について</b> 手術室が対象の場合、LED 化するにあたっては、手術室内の精密機器に支障をきたさないよう、現在使用されている精密機器メーカーと LED メーカーとの間で事前確認を行っております。その結果により、選定をしております LED メーカーを変更する場合がございます。 つきましては、御病院において手術室を LED 化される際、手術室を LED 化される際、手術室の精密機器メーカーより「支障を与えない」と確認されている LED メーカー、または型番等がございましたら、ご教示をお願いいたします。	手術室の精密機器への影響の有無については確認していません。